

別紙様式

再意見書

平成 23 年 3 月 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 930-0412

(ふりがな) とやまけん なかにいかわぐん かみいちまちひろの3146 ばんち1
住 所 富山県中新川郡上市町広野3146番地1

(ふりがな) かぶしがいいしや
氏 名 株式会社ティエイエムインターネットサービス

だいひょうとりしまりやく あらき あつし
代表取締役 荒木 敦

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「平成 23 年 1 月 25 日（火）付「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）」について再度意見を述べる機会をいただき、ありがとうございます。

先の意見募集の際に提出された 9 事業者合同の意見書において主張されている、NTT 東日本・西日本殿の設備管理部門が設置する OSU を同社設備利用部門とともに接続事業者が共用し接続料の設定を 1 回線単位とする内容での再申請すべき、という意見に賛同いたします。

我々は地方のインターネット接続サービス提供者として、都市部との情報格差の縮小に多少なりとも貢献してきたと自負しております。そもそも我々のような、地方で地域密着型のサービスを提供する事業者においては、高齢者に代表されるような情報弱者に対する、大手事業者では成し得ないきめ細かな対応を行える点が大きな存在意義の一つであると考えております。

一方で、我々の主な商圏の多くのエリアの人口集積率が低いという事情から、規模のメリットを得難いという現実もあります。

このような状況の下、一加入単位ごとに回線を借り受けできないという制約は、我々の事業を遂行する上で大きなハンディキャップとなると考えられ、強いては都市部と地方との情報格差を拡大するなにもものでもないと憂慮いたします。

昨今デジタルディバイド、高齢化社会の問題や ICT による地方活性化が叫ばれる中、この一点にのみ関しても契約約款変更案の再考をお願いしたく、ここに意見書を提出するものです。

以上